

会内活動

<電話 080-4702-1960>

- ◆「**大阪市在宅医療・介護連携支援コーディネーター連絡会**」:4月25日(月)開催(於:こころの健康センター)健康局からの調査結果報告や今年度活動内容の説明、参加者の自己紹介等がありました。
- ◆「**此花区在宅医療・介護連携相談支援室相談**」(相談無料):随時地域包括支援センターから、成年後見制度の相談があり、面談を行いました。
- ◆**広域連携**:一環として、JCHO大阪病院地域連携室、住友病院医患者支援連携センター、関西電力病院医療福祉相談室を、各々訪問してきました。

お知らせ

- 令和4年版「此花区医療・介護支援マップ」**:此花区内の医療介護等の資源情報が満載です。
- 総会のお知らせ**:6月8日(水)には定例総会(会務報告・決算)を開催します。なお、4月13日(水)には、臨時総会があり、次期役員の先生方が選出されました。
- 此花区医師会嘱託産業医紹介システム**:嘱託産業医の紹介依頼に応えるべく体制を整備し、「嘱託産業医紹介システム手引書」を作成し、ホームページにアップしました。
- バリアフリー・慢性期医療展・看護未来展・在宅医療展2022**:リアル展示会は6月8日(水)~10日(金)の開催(於:インテックス大阪)、また、オンライン展示会は5月16日(月)~7月29日(金)の開催です。
- 此花区医師会訪問看護ステーション**:四貫島2-18-13・電話 6460-3356/FAX 6460-3358
ケアプランセンター併設で、看護師、作業療法士、主任ケアマネジャー(看護師資格)が在籍しております。受付時間は、9:00~17:00(土日祝・年末年始除く)です。
- このはなオレンジチーム**:春日出中1-27-13YMS此花ビル1階・電話 6462-1087
認知症の早期発見・対応のために設けられた認知症相談の窓口(月~土、9:00~17:00)です。相談無料、秘密厳守、匿名可となっています。なお、今年度のチーム員医師には、栗栖孝一、小畑優子両先生(いずれも認知症サポート医)が就任されています。

トピックス

- ☆**道路交通法改正による「運転技能検査」の新設**:75歳以上のドライバーで、一定の違反歴(信号無視、速度超過、踏切不停止、携帯電話使用等)のある方は、免許証更新時に、「運転技能検査」の受検が必須になりました。適用は免許証有効期間が11月13日(日)以後の方です(次頁)。
- ☆**大阪介護支援専門員協会賛助会員**:同会の趣旨、目的に賛同し、同会が行う事業を賛助すべく、医療、介護等の関連団体による会員種別です。現在、本会ははじめ74団体が加入しています。

ご案内

- 大阪市新型コロナ受診相談センター**:06-6647-0641
- 男性の悩み相談**:<電話>06-6354-1055(毎週金19:00~21:00・第3日11:00~17:00)、<面接>06-6770-7723(同上、予約受付時間→火~土10:00~20:30・日祝10:00~16:00)
- そんぼADRセンター(損害保険の困り事)**:0570-022-808(平日9:15~17:00)
- 国民生活センター消費者ホットライン**:0120-213-188か188(全国共通)

<あとがき>

今年は、造幣局の桜の通り抜けが、平成31年以来久々にありましたし、新しいリゾートホテルが新今宮駅前にオープンしましたね。今年は、復活と新しさの始まりの年かもしれませんね。

～大阪府警察からのお知らせです～

改正道路交通法の施行に伴い運転技能検査が新設されます！

令和4年
5月13日
施行

◆ **75歳以上で普通自動車対応免許(※)を保有し、一定の違反歴のある方は、免許証更新までに運転技能検査を受検する必要があります。**

※ 普通自動車対応免許とは、一種及び二種の普通・準中・中型・大型の各免許であり、二輪・原付・大特・小特のみの免許を保有している方は運転技能検査の対象外です。

一定の違反歴について



運転免許証の更新期間内の誕生日の160日前を基準とし、その日から過去3年間に、普通自動車等の運転に関する基準違反行為があった場合は運転技能検査を受けなければなりません。※1

【基準違反行為の内容】

- ①信号無視 ②通行区分違反 ③通行帯違反等 ④速度超過
- ⑤横断等禁止違反 ⑥踏切不停止等・遮断踏切立入り
- ⑦交差点右左折方法違反等 ⑧交差点安全進行義務違反等
- ⑨横断歩行者等妨害等 ⑩安全運転義務違反 ⑪携帯電話使用等

※1 二輪・原付・大特・小特の運転に関する違反は対象外です。

※2 運転技能検査に合格しない場合でも、二輪・原付・大特・小特は更新可能です。

検査方法等について



- 運転免許試験場又は自動車教習所で、実際にコース内を普通自動車で行き各種課題を実施します。
- 検査に合格しなかった場合は繰り返し受検できますが、有効期間の満了までに合格しなければ、**免許証の更新はできません。**※2



検査の対象となる方



有効期間の満了日が令和4年11月13日以後の方が改正道路交通法の適用を受けます。運転技能検査を受ける必要があるかどうかについては、有効期間満了日の約6ヶ月前に公安委員会から書面を送付してお知らせします。

施行後の免許証更新までの流れ

